

平成 27 年度事業報告 概要

(1) リフレッシュ運動の実施

職員の健康保持増進及び業務能率と利用者サービスの向上を図るとともに、労働時間を短縮し、職員のゆとりと活力ある生活の実現に資するため、平成 22 年 8 月 1 日からリフレッシュ運動を実施している。

- ・ 時間外勤務の縮減
- ・ 会議の効率的運営
- ・ 事務事業の簡素・効率化の推進
- ・ 執務環境の整備
- ・ 年次休暇の計画的使用の促進

(2) キャリアパス導入への取り組み

① 導入の目的

介護職員が将来展望を持って、現在の職場で働き続けられるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるキャリアパスに関する仕組みを、介護の職場へ導入・普及を図ることにより、長期的な人材の確保・定着を推進する。

また、介護報酬改定を踏まえた介護職員に対する適切な処遇改善を推進する。

② 要件等整備

要件等整備の指針となる「キャリアパスに関する要件等整備要綱」を策定し、この要綱に沿って、新たに級別資格基準表、昇格基準表の整備及び職務手当、資格手当等の支給について規定するなど給与規程の改正を行い、平成 23 年 4 月 1 日からキャリアパスを導入している。

(3) 規則・規程の一部改正等

① 給与規程の一部改正

夜間の診療業務に備え、自宅待機をする看護職員の心身上の負担が大きいことから、看護職員に対する適切な処遇改善を推進するため、夜間に救急患者等の診療業務の従事に備えて、自宅で待機を命ぜられた看護職員に対し、新たに夜間待機手当として勤務一回当たりの定額支給をすることとし、所要の改正を行った。

② 就業規則の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法・番号法が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、採用決定者の提出書類、服務規律及び懲戒に関する規定に、新たに関係規定を追加するため、所要の改正をした。

③ 準職員就業規則の一部改正

近年、介護ニーズが増大するなかにおいて、人材確保が非常に厳しい状況にあり、長期的にこれら介護人材の安定的確保及び定着を図り、また、平成27年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が拡充されたことを踏まえ、介護職員に対する適切な処遇改善を推進する観点から、さらに、正規職員との均衡を図るため、準職員の支給対象者にも扶養手当、住居手当及び調整手当を支給できることとし、加えて賞与の支給額をアップすることとし、所要の改正を行った。

④ パート職員就業規則の一部改正

給与規程の夜間待機手当を新たに設けるための改正に伴い、夜間に救急患者等の診療業務の従事に備えて、自宅で待機を命ぜられたパートの看護職員に対し、新たに夜間待機手当として勤務一回当たりの定額支給をすることとし、所要の改正を行った。

⑤ 嘱託職員就業規則の一部改正

給与規程の夜間待機手当を新たに設けるための改正に伴い、夜間に救急患者等の診療業務の従事に備えて、自宅で待機を命ぜられた嘱託の看護職員に対し、新たに夜間待機手当として勤務一回当たりの定額支給をすることとし、所要の改正を行った。

(4) 青森県指導監査

平成27年9月に経費老人ホーム ケアハウスいたや荘を対象に、その運営状況等について、書面審査による県の指導監査が実施された。

監査の結果、ケアハウスいたや荘に関しては、利用者処遇、運営管理、経理面については是正・改善を要する指摘事項はありませんでした。

ケアハウスいたや荘については、これまで毎年のように県の実地指導監査又は書面審査が実施されてきており、そのつど何らかの指摘事項があった。指摘事項がなかったのは、今回が初めてであり、これも、事務処理能力の向

上と適正な施設運営に努めてきた結果であると言える。

また、法人本部が各施設を対象として、平成26年に引き続いて、平成27年8月に実施した平成27年度事務処理の適正化に係る内部検査点検結果及び9月から10月にかけて実施した事務施行の適正化に係る内部事務監査結果をみても、平成26年度と比較すると、各施設ともに事務の管理状況及び執行状況については、改善の方向に向かっていることが認められた。

なお、指導監査の結果については、平成27年11月開催の理事会及び評議員会において報告をした。

今後とも、事務執行及び施設運営の適正化が推進されることを期待している。

(5) 特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針の制定

当該基本方針は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法・番号法が平成27年10月5日に施行されたことに伴い、制定をしたものであり、個人番号を含めた特定個人情報等の適正な取扱いの確保と安全な管理について、組織として取り組むために、更に事業者としての基本方針を従業者にも徹底するために定めたものである。

基本方針の内容は、事業者の名称、関係法令・ガイドライン等の遵守、安全管理措置に関する事項、規程等の改正、質問及び苦情処理の窓口で構成されている。

(6) 特定個人情報取扱規程の制定

特定個人情報取扱規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法・番号法の施行に伴い、制定したものである。

その内容は、マイナンバーの取得・利用・保管・提供、開示・訂正・利用停止等、削除・廃棄などの各段階における事務手続きの取扱い方法などについて定めたものである。

(7) 社会福祉法人つがる三和会経営改善計画の進行管理

社会福祉法人にとって、これからは、従来の「施設管理」から「法人経営」へという新たな時代における経営戦略を視野に入れた取り組みを行っていくことが必要である。

このことから、法人の経営基盤の強化、職員処遇改善、人材育成及び能力開発の推進、経営の透明性の確保などに関する取り組みを推進し、社会福祉

法人としての社会的責任を果たしていくため、平成26年7月に「社会福祉法人つがる三和会経営改善計画」を策定したところである。

計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間としている。

策定当初、理事会への上程はしていなかったが、計画書の第6章 改革項目の前期実施計画の進捗率が、予想以上にかなり早いペースで実施されてきたことを踏まえ、また、各施設長には、さらに経営改善に向けての意識を強く持ってもらいたいなどの理由から、理事会の承認を得た公表できる計画書として取扱うため、平成27年11月開催の理事会及び評議員会に上程し、承認を得たものである。

なお、前期実施計画の実施状況については、9項目のうち7項目について当評議員会及び理事会の承認を得、既に実施済みである。

その内容として、資格手当の支給額の見直しは、平成26年9月1日から実施しており、共通備品等の集中調達については、平成26年からスタッドレスタイヤ、夏タイヤの集中調達による発注を行っている。

正規職員への転換及び通勤手当の支給額の見直しについては、平成27年4月1日から実施している。

給与の適正化では、パート職員の時間給を昇給し、平成27年4月1日から実施、また、自宅待機をする看護職員に支給する夜間待機手当を新設し、平成27年6月1日から実施している。

また、準職員の賞与の支給額アップ、準職員への扶養手当及び住居手当の支給については、平成27年6月1日から実施している。

(8) 陸上自衛隊隊内生活体験に参加

法人外研修及び職場外研修の一環として、平成27年4月の新卒採用職員を対象に、自衛隊隊内生活体験に参加させることが内部決定されたことを受けて、自衛隊担当部署を通じて依頼し、実施が決まった研修であり、平成27年7月14日、15日の2日間、弘前駐屯地において実施された陸上自衛隊隊内生活体験に、新卒採用職員10名が参加した。

(9) 事務処理の適正化に係る内部検査点検の実施

各施設における事務処理が適正に行われているかどうか、また、法人本部のチェック機能を果たすため、平成26年度に引き続いて、平成27年8月に、各施設から関係書類の提出を求めて内部検査点検を実施した。

平成26年度の出張命令書、起案文書、契約関係書類及び有給休暇届兼取得簿を対象に検査点検をした結果、改善の方向に向かっている一方、未だ一部において不適正な事務処理が認められたことから、今後、事務処理のより

一層の適正化を図るよう指導を行った。

(10) 事務施行の適正化に係る内部事務監査の実施

事務・文書管理規程第3条の規定に基づき、平成26年度に引き続いて、平成27年9月から10月にかけて不定期に施設を巡回し、事務の管理及び執行状況について監査を実施した。

平成27年度における事務の管理状況及び執行状況を対象に事務監査をした結果、平成26年度と比較し、各施設ともに改善の方向に向かっていることが認められたことから、これまでの検査点検指摘事項に留意し、事務執行のより一層の適正化を推進するよう指導を行った。

(11) 公認会計士による財務書類の外部監査の導入

現在、社会福祉法人を取り巻く社会環境の変化に伴い、社会福祉法人制度の改革が図られてきている。

社会福祉法人の運営に対して、国民の厳しい目が向けられており、いわゆる、よく耳にする内部留保の問題であります。その資金が社会福祉事業や地域の公益のために有効に使用されているのか、資金を不当に貯めこんでいないかなど、このような国民の厳しい批判を受け、厚生労働省は、平成26年5月29日に「社会福祉法人の認可について」の一部改正通知で、社会福祉法人の現況報告書・貸借対照表・収支計算書を、インターネットで公開することを義務付けたところであり、また、厚生労働省は、公開義務の法制化についても打ち出している。

今後、財務諸表のネット公開が進んでいき、社会福祉法人の説明責任が果たされていくことになると見込まれるところである。

その時に、問題となってくるのが、公表されている財務諸表は正しいのか、ということになり、外部監査が必要となってくる訳です。

財務諸表の正確性を担保して、社会福祉法人運営の透明性を確保するのが、外部監査です。

平成27年4月に、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたが、現在、参議院で継続審議となっている。**(注1)**

「社会福祉法等の一部を改正する法律案」の一つである「経営組織のガバナンスの強化」では、一定規模以上の法人（収益が10億円以上の法人（段階的に対象範囲を拡大予定）又は負債が20億円以上の法人）に会計監査人の設置を義務付ける内容が含まれており、平成29年度から法定監査が開始

される予定となっている。

また、それ以外の法人についても公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に係る体制整備状況の点検等や監事への公認会計士又は税理士の登用を進め、所轄庁による監査の効率化を進めることが求められている。

この法律案が可決されると、平成29年度から会計監査人の設置が義務化されることとなります。

以上のことから、平成29年度に備え、現在月次（毎月の）会計指導をお願いしている青森市の小野寺会計事務所からも提案があり、また、つがる三和会の法人運営への信頼性を高めるためにも、外部監査を導入することとしたものであります。

公認会計士による財務書類の外部監査の具体的な業務内容であります。毎月、公認会計士事務所による監査を行い、決算時には残高の監査手続きを実施し、監査報告書を作成します。

月次（毎月の）業務であります。毎月、仕訳伝票のチェック等を行い、月次（毎月の）試算表の作成支援と監査を行います。

また、期末業務は、財務書類の作成支援と監査を行います。

外部監査を依頼する会計事務所の選定については、現在月次（毎月の）会計指導をお願いしている青森市の小野寺会計事務所を含む3社から、見積書を徴取した結果、小野寺会計事務所が、最も低い見積金額であり、また、日本公認会計士協会の公認会計士報酬標準の月額顧問料に比較しても低い見積金額であったことから、小野寺会計事務所に決定し、随意契約を締結した。

（注1）「社会福祉法等の一部を改正する法律」は、平成28年3月31日に成立し、公布された。

（参考）

職員の状況 平成28年4月1日現在 378名